

二酸化炭素消火設備を設置している 建物関係者及び工事関係者の皆様へ

昨年12月の愛知県名古屋市、本年1月の東京都港区の二酸化炭素消火設備の放出事故に続き、4月15日に東京都新宿区のマンションの地下駐車場において、二酸化炭素が放出され、地下駐車場内に充満したことにより、死者4名、負傷者2名を出す事故が発生しました。

二酸化炭素消火設備を設置している建物関係者及びその建物の工事関係者の方におかれましては、誤作動や誤放出の事故発生を防止するため、下記の事項を踏まえ、安全対策の徹底を図っていただくようお願いします。

記

- 1 二酸化炭素消火設備が設けられている付近で工事等が行われる場合は、誤作動や誤放出（以下「誤作動等」という。）を防止するため、第三類の消防設備士又は二酸化炭素消火設備を熟知した第一種の消防設備点検資格者が立ち会って監督を行うことにより、必要な安全対策の管理がなされる体制を確保すること。
- 2 二酸化炭素消火設備が設けられている付近で工事等を開始する際は、その都度、当該工事等の従事者に対し、消火剤が放出されないよう閉止弁を閉止する等の措置を講じた上でなければ当該工事等を開始しないなど、必要な安全対策の内容について説明し、当該安全対策の確実な履行を徹底すること。
- 3 上記のほか、安全対策の通知（抜粋）を参考に安全対策の徹底をお願いします。

「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて」（平成9年8月19日付け消防予第133号・消防危第85号）（抜粋）

第10 二酸化炭素消火設備の管理について

消防用設備等は、消防法令に規定する技術上の基準に適合するように設置するとともに、設置後においても当該基準に適合するように維持管理しなければならないとされている。

さらに、全域放出方式の二酸化炭素消火設備については、その特性を踏まえて適正な管理を行うことが必要であることから、次に掲げる事項に留意すること。

- 1 常時十分な点検整備を行うこと。
- 2 防護区画及び当該防護区画に隣接する部分の利用者、利用状況等について、入退室等を含め十分な管理を行うこと。
また、維持管理、点検等を行う場合にあっては、関係者以外の者が出入りできないように、出入口の管理の徹底を図ること。

- 3 防火管理者、利用者等に対して、二酸化炭素の人体に対する危険性、設備の適正な取扱い方法、作動の際の通報、避難方法等について、周知徹底すること。
- 4 二酸化炭素消火設備が作動し、二酸化炭素が放出された場合には、直ちに消防機関への通報、当該設備の設置・保守点検等に係る専門業者等への連絡を行うとともに、二酸化炭素が放出された防護区画及び当該防護区画に隣接する部分への立入りを禁止すること。
- 5 二酸化炭素が放出された防護区画及び当該防護区画に隣接する部分に立ち入る場合にあっては、消防機関、専門業者等の指示に従うとともに、次の事項に留意すること。
 - (1) 二酸化炭素の排出は、消火が完全にされていることを確認したうえで行うこと。
 - (2) 防護区画及び当該防護区画に隣接する部分に入室する場合には、二酸化炭素を十分に排出した後とすること。